

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 先端産学連携研究推進センター長(以下「センター長」という。)は、<u>理事(学術・研究担当)をもって充てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(副センター長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副センター長は、<u>第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第13条第1項第7号に規定する者のうちから研究院ごとに1人をセンター長が指名する。</u>ただし、センターの業務運営のために特に必要と認める場合には、センター長は、研究院ごとに指名する者のほかに、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第8条第1項第1号に規定する総轄リサーチ・アドミニストレーターをもって副センター長に充てることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 農学研究院及び工学研究院から選出された研究院を本務とする教授 各2人</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 先端産学連携研究推進センター長(以下「センター長」という。)は、<u>学長が指名する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(副センター長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副センター長は、<u>第13条第1項第7号に規定する者を充てる。</u>ただし、センターの業務運営のために特に必要と認める場合には、センター長は、研究院ごとに指名する者のほかに、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第8条第1項第1号に規定する総轄リサーチ・アドミニストレーターをもって副センター長に充てることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 農学研究院又は農学府及び工学研究院又は工学府から選出された教育研究評議員 各1人</u></p> <p><u>(8) 農学研究院又は工学研究院を本務とする准教授、講師、助教のうち、各研究院から選出された者 各2人</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	

附 則(令和2年4月1日産規則第1号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。